

- (1) 中央議事部ハ大蔵省調査委員会ハ、實地調査を國務大臣に依頼する。
 (2) 江戸廿二年間ニ關する、日本清延然の事件等、各都府県
 大蔵省調査委員会が、國務大臣に依頼する。
 (3) 委員会ハ、公私共に、世間内外に、實業團體、農業團體、財界、農業
 小本大委員ハ、公私共に、來歴、貢献等、立派な者等、農林省
 (4) 委員会は、東京、大阪、名古屋、福岡、長崎、鹿児島、沖縄等、諸州
 (5) 原木、櫛、漆器等、手工作業改善調査委員會、類似問題調査委員會、新立
 立等、
 (6) 調査三箇月中、各委員會ハ、調査事項、並びに、該委員會にて
 依頼した、實業團體、農業團體、立派な者等、
 (7) 調査小委員會、經濟團體、全國連盟、各都府県、立派な者等、
 調査課本課吏、油山、景雲、松雲、正志、千秋、千代、千秋等、
 (8) 委員会二報告スルコト。
 (9) 委員及地域ヲ左ノ如ク決定ス。

第一區 北海道 一 荒哲夫 第二區 秋田、青森、山形一針
 尾島獻郎 第三區 岩手、宮城、福島 一 日野吉夫
 第四區 新潟 一 沼田雅吉 第五區 關東全部、靜岡 一 黒田
 寿男 第六區 長野、山梨 一 上野榮造 第七區 愛知、岐
 阜、三重 一 吉川文介 第八區 福井、富山、石川 一 未定
 第九區 京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、高知、德島 一
 増田操 第十區 岡山、廣島、山口、愛媛 一 江田三郎 第
 十一區 島根、鳥取 一 佐々木隆太郎 第十二區 九州全部